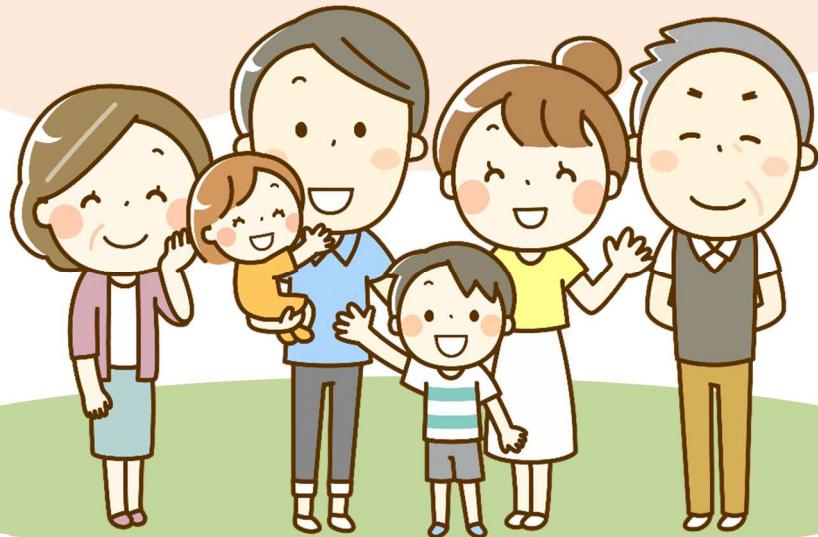


阿蘇市子ども計画 (概要版)

令和7年度（2025）▶▶▶ 令和11年度（2029）

～地域のみんなで支えあい、
すべてのこども・若者が健やかに成長できるまち～



阿蘇市こども計画とは

阿蘇市では、平成27年に「阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、その結果、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

そこで、本市では、このたび「第2期阿蘇市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本市の実情を踏まえ、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、「阿蘇市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子ども・若者を権利の主体として認識し、最善の利益を図っていきます。

● 計画の性格と計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律10条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体的に策定することも施策に関する総合的な計画となります。

また、策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「くまもと子ども・子育てプラン」や、市の上位計画である「阿蘇市総合計画」をはじめ、保健・医療・福祉・教育分野等の市の各種関連計画との整合性を図りました。

本計画は、子ども子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即し、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。



● 計画の基本理念と基本目標

基本的な視点

- (1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点
- (2) 子育てと子育てを通した親としての成長を支えるという視点
- (3) 地域のみんなで子どもと子育てを見守り支えるという視点
- (4) 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支えるという視点



基本理念…

地域のみんなで支えあい、
すべての子ども・若者が健やかに成長できるまち

「阿蘇市こども計画」では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、その基本的な考え方を継承しつつ、こども大綱の基本的方向を踏まえ「地域のみんなで支えあい、すべての子ども・若者が健やかに成長できるまち」を基本理念とします。

基本目標1

子ども・若者の権利を守ります

基本目標2

切れ目のない子ども・子育て支援により健やかな育ちを守ります

基本目標3

子どもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります

基本目標4

子ども・若者の育ちを地域全体で支える環境をつくります

基本目標1

こども・若者の権利を守ります

子どもの健やかな育ちを守るためにには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。

犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、関係機関等と連携し万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

◆施策

- こども・若者の権利に関する理解促進
- こども・若者の意見表明・参画の促進
- 児童虐待防止対策の充実
- ヤングケアラーへの支援

基本目標2

切れ目のない子ども・子育て支援により健やかな育ちを守ります

子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見、早期治療・療育につなげるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。

また、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組むことや小児救急医療の提供体制の維持、子ども医療費助成等の継続した実施により、子どもの健やかな成長や発達を切れ目なく支援します。

◆施策

- 妊娠期からの切れ目のない保健対策の推進
- こども・若者の健康確保のための取組
- 小児医療の充実
- 子どもの貧困対策の推進
- ひとり親家庭の自立支援
- 子どもの発達・成長に応じた支援

基本目標3

子どもの成長を育み、みんなが育つ環境をつくります

多様化する保育ニーズに対応するため、低年齢児保育、一時預かり保育、病児保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

◆施策

- 保育サービスの充実
- 地域におけるこども・子育ての支援
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実
- 「食育」の推進
- 安全で安心して過ごせることの居場所づくり

基本目標4

こども・若者の育ちを地域全体で支える環境をつくります

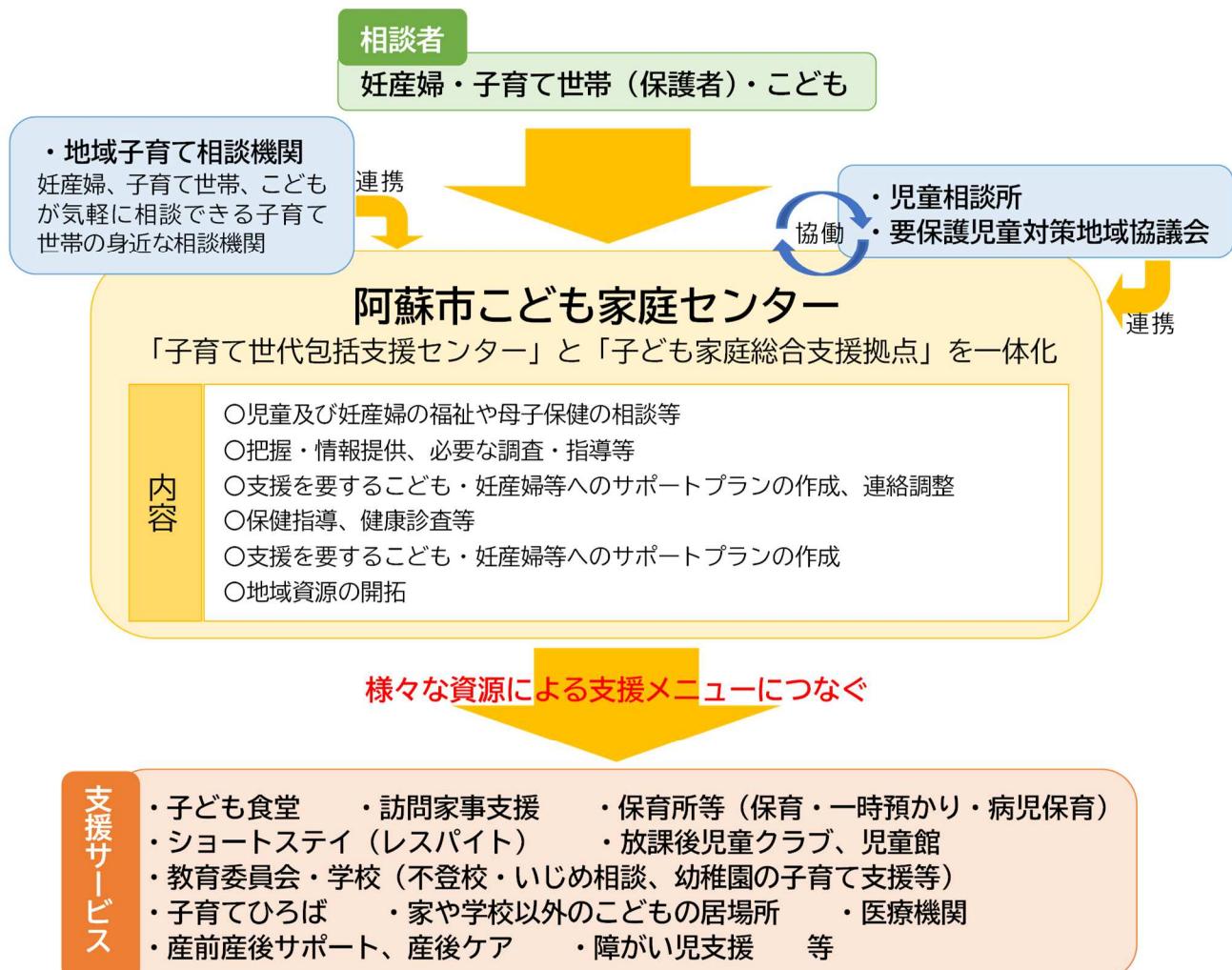
地域社会全体で子育て家庭を支援し、子どもの成長を支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や地域の子育て支援団体との連携強化に努め、子どもの健やかな成長を応援できる地域社会づくりを進めます。

◆施策

- 子育て支援ネットワークづくり
- 子育て世帯にやさしい安全・安心な環境の確保
- 子育てと仕事が両立の推進・多様な働き方の推進
- 出会いや結婚の支援
- 若者の自立支援

● 阿蘇市こども家庭センター

令和6年7月に設置したこども家庭センターの機能を有する阿蘇市一の宮保健センターの改修を進めることで、地域の子育て世帯にとってより身近で利用しやすい場所となり、子ども・子育て支援の強化が図られることが期待されます。センターでは、育児相談などを定期的に開催し、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たします。



編集・発行

阿蘇市役所 福祉課 子育て支援係

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

TEL: 0967-22-3167

FAX: 0967-35-4114

HP: www.city.aso.kumamoto.jp

